

京都市長

門川大作 様

2018年度

京都市予算編成に対する要求書

2017年11月

日本共産党京都市会議員団

2018年度京都市予算編成に対する要求書提出にあたって

2017年11月

日本共産党京都市議員団

2018年度京都市予算編成にあたって、日本共産党京都市議員団の要求書を提出します。

安倍内閣は破綻が明らかな「アベノミクス」と格差拡大路線、憲法9条改悪の動きを大きくすすめています。結果、市民生活へのしわ寄せがさらにすすみ、その危機と矛盾はいっそう深まり、平和と民主主義についても大きく脅かされる事態が拡大しています。

国の地方財政計画は、1) 社会保障費の自然増分を連続して抑制する。2) 自治体の標準的サービスの提供を保障する地方交付税本来の制度とは逆行する「行革」と「成果」を求めるトップランナー方式による「行革」競争。3) 地方創生の名のもとに、公共施設の集約化と公的サービスの産業化の推進を柱に、さらなる市民生活との矛盾を広げるものとなっています。

党市議員団は市民のくらしを守る立場から、こうした国の方針を許さず、京都市の「行革」＝「京プラン」の撤回を強く求めてきました。しかし、市長の市政運営ですすんだのは、「稼ぐ自治体づくり」の名による規制緩和の拡大、中央卸売市場用地への東京資本誘致、引き続く学校の統廃合と跡地の民間活用、税の整合性を欠く宿泊税の導入、敬老乗車証制度の改悪検討、市民窓口業務の民営化の検討、京都市美術館のネーミングライツ売却、公共施設の合併等々であり、国の地方創生戦略方針に沿うものでした。加えて観光客呼びこみ型による観光政策は、市民生活との矛盾を拡大し、違法「民泊」急増などによる住環境の悪化、都心部でのホテル建設ラッシュと新たな問題を急増させました。

党議員団はこうした事態を解決するために、「違法『民泊』に対する調査・指導と担当部署の体制強化を求める申し入れ」、「違法『民泊』問題の見解と呼びかけ案」、「利用者の負担を増やし利用抑制につながる敬老乗車証の改悪に反対する声明」、「『市バス・京都バス一日乗車券カード』の値上げ案撤回の申し入れ」、「京都市による『空にける階段'88-II』の切断撤去に断固抗議する声明」、「問題山積の『京都市宿泊税条例』はいったん撤回し市民的議論を」、「市民の暮らしと宿泊者の安全を確保する『民泊』条例の制定を目指す日本共産党京都市議員団の提案」等申し入れ、見解発表など繰り返し行ってきました。引き続き市民の皆さんと力を合わせ、市政運営に反映させるよう取り組みを強化する決意です。

来年度予算編成にあたって、1) 憲法9条改悪を許さず、憲法を生かす市政運営。2) 「京プラン」の撤回。社会保障、福祉の増進。3) 地域循環型の産業政策推進。4) 原発ゼロの実現。5) 「公的サービスの産業化」「稼ぐ自治体づくり」・規制緩和の都市機能集積の京都創生総合戦略を転換し、京都の良さを守るまちづくりを基調とするよう求めるものです。

目 次

重点要求項目

I 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、 国に対して次の項目の実現を求めること	1
II 市民の福祉とくらし・営業を守るため、国に対して以下のことを求めること	1
III 市民のくらしと営業を守る市政運営を	4
IV 原発からの撤退を	8
V 再生可能エネルギー政策の抜本的強化を	9
VI 台風や豪雨による被害への対応を強化するために	10

分野別要求項目

I 福祉・医療の充実を	11
◆医療・保険の充実を	11
◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を	12
◆福祉・子育て支援の充実を	13
II 競争と格差拡大の教育を改め、どの子どもも伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を	17
III 環境対策とゴミ減量の推進を	19
IV 青年がいきいきと住み続けられる京都市を	20
V 文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を	21
VI 中小企業、伝統産業・商工業の振興を	21
VII 農林業の振興を	23
VIII 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを	23
◆災害に強いまちづくりを	23
◆安全安心の消防活動を	24
◆安心して住み続けられるまちづくりを	25
◆上下水道事業の充実を	27
IX 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること	27
◆公共交通を軸とした交通体系を	27
◆市バス・地下鉄の改善を	28
X 生活道路優先の道路環境整備を	29
XI 公正・公開・市民参加の市政運営を	30

重点要求項目

☆は新規要求項目

I 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること

- ① 憲法9条を改悪しないこと。平和主義・国民主権・基本的人権の尊重・議会制民主主義・地方自治をうたった、現行憲法を堅持すること。
- ☆② 国連で採択された核兵器禁止条約に参加すること。
- ☆③ 戦争する国づくりは中止すること。
 - ・憲法違反の戦争法（安保法制）を廃止すること。「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回すること。
 - ・特定秘密保護法・テロ等準備罪（共謀罪）法を廃止すること。
- ☆・大学や研究機関を軍事研究に動員する、安全保障技術研究制度を撤回すること。
 - ・非核三原則を法制化すること。
 - ・軍事費を大幅に削減すること。おもいやり予算は廃止すること。
 - ・武器輸出三原則を復活すること。
- ④ 東南アジア諸国連合（ASEAN）の「紛争はあっても武力行使は避け、話し合いで解決」との原則を北東アジアにも活かす友好条約を結ぶこと。北朝鮮問題に対しては、軍事的圧力ではなく対話と交渉による解決を図ること。六か国協議を再開するよう各国に働きかけること。
- ⑤ 日米安保条約を廃棄し、対等、平等、友好の日米関係を築くこと。
- ☆・新日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）は撤回すること。
 - ・在日米軍基地をすべて撤去すること。
 - ・京丹後市の米軍Xバンドレーダー基地を撤去すること。
- ☆・陸上自衛隊福知山射撃場の米軍共同使用は行わないこと。
 - ・辺野古の新基地建設を中止すること。高江のヘリパット建設を中止すること。
 - ・オスプレイ配備を撤回すること。
- ⑥ 小選挙区制を廃止すること。民意を正しく反映する制度へ抜本改革すること。
- ⑦ 企業・団体献金を禁止すること。政党助成金を廃止すること。

II 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること

- ⑧ 国の主権を投げ出すとともに、多国籍企業の利益を最優先し産業・医療・雇用等、

国民生活を犠牲にするTPPの承認を撤回すること。11カ国によるTPP再協定から撤退すること。

- ⑨ 消費税の10%への増税は中止すること。
- ⑩ マイナンバー制度は廃止すること。
- ⑪ 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。
- ⑫ 公務の産業化・集約化など地方切り捨てとなる地方創生総合戦略を撤回すること。
- ⑬ 中小企業基本法については、閣議決定された「中小企業憲章」の立場で、「中小企業と大企業の格差是正」など中小企業を応援するものに見直すこと。小規模企業振興基本計画の具体化を早急に図ること。「中小企業憲章」を国会決議とすること。
- ⑭ 2018年からのコメの需給調整政策の放棄および直接交付金の廃止をやめ、価格保障・所得保障を抜本的に強化すること。コメの生産と流通に国が責任を持つこと。コメの輸入自由化は行わないこと。農業予算を大幅に増額し後継者の育成、農産品の販路拡大、耕作放棄地の集落営農への支援を強めること。
- ⑮ 自治体の機能と役割、住民自治と地域経済を破壊する道州制導入しないこと。
- ⑯ 自治体の財源に必要な地方交付税を確保すること。
- ⑰ 地方交付税総額を引き下げるトップランナー方式をやめること。
- ⑱ 財政健全化法を廃止すること。
- ⑲ 生活費非課税の原則に基づき、基礎控除・人的控除引き上げなど課税最低限を引き上げること。累進課税を強化し、大企業・高額所得者に応分の負担を求めること。
- ⑳ 個人市民税の累進制を復活すること。法人市民税の累進制を強化すること。
- ㉑ 大企業優遇の法人税減税を中止すること。中小企業に対する外形標準課税は行わないこと。
- ㉒ 大幅賃上げで、国民の所得を増やすこと。雇用は正社員を基本とすること。労働者派遣法は抜本改正すること。
- ㉓ 「残業代ゼロ」、長時間労働を促進する労働法制の規制緩和を行わないこと。
- ㉔ 最低賃金は、全国一律時給1000円を早急に実現し、1500円をめざすこと。引き上げにあたっては中小企業を支援すること。
- ㉕ 生活保護について、以下を国に求めること。
 - 生活保護基準の引き下げや、住宅扶助・冬季加算の引き下げは撤回し、引き上げる
 - こと。
- ☆ 新たな基準引き下げなどの改悪をやめること。母子加算の廃止を行わないこと。
 - 資産申告の通知を撤回すること。
 - 医療費一部負担、有期保護の導入は行わないこと。
 - 生活保護の財源は国が責任を持つこと。
- ☆ 生活保護世帯の子どもの大学、専門学校への進学を認めること。生活扶助・教育扶助を抜本的に引き上げ改善すること。

- ②⑥ 最低保障年金制度を創設すること。年金給付額の削減は撤回すること。支給開始年齢の引き上げはしないこと。受給資格期間をいっそう短縮すること。年金積立金の株式運用はやめること。
- ②⑦ 国民健康保険の国庫負担を抜本的に増やすこと。都道府県単位化は中止すること。一般会計繰り入れや、保険料及び一部負担金の減免制度等、各市町村と都道府県の自主性に任せ干渉しないこと。
- ②⑧ 高齢者差別の後期高齢者医療制度はやめること。保険料の大幅な値上げとなる「特例軽減」の打ち切りはやめること。前期高齢者の窓口負担は1割に戻すこと。
- ②⑨ 介護保険制度については、給付と保険料のリンク制をやめ国庫負担割合を増やして利用者負担の増大と給付抑制とならないようにすること。要介護認定を廃止し、専門家の判断による適正な介護の提供を行うこと。来年度に向け、介護報酬の引き下げを行わないこと。総合事業は廃止し、従前通りの保険給付に戻すこと。国費の投入で賃金アップを図るなど、介護職員の労働条件の改善を図ること。利用料を1割に戻すこと。
- ③⑩ 子どもの貧困対策を積極的に進めること。
- ☆・子どもの貧困克服のため、親の貧困についても調査や対策を進めること。
- ・子どもの貧困率の削減目標を持つこと。
 - ・子どもの医療費を就学前まで無料にする国の制度を確立すること。
 - ・児童扶養手当は1人目から拡充し、所得制限、就労要件を緩和すること。
 - ・教育費負担の軽減をはかること。
 - ・給付制・無利子奨学金制度を拡充すること。
- ☆③① 深刻な保育士不足を一刻も早く解消するため、保育士全員の賃金の大幅引き上げを直ちに実施すること。1歳児は4：1にするなど保育士の配置基準を引き上げ、正規の保育士を増やすこと。
- ③② 35人学級を早期に実現し、さらに30人以下学級をめざすこと。
- ③③ パリ協定を受けて、温室効果ガスの排出削減目標に関する閣議決定を見直し、国際基準の1990年比25%減の目標を堅持し、達成に向けたロードマップを明らかにすること。
- ③④ 公営交通事業、上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率企業債の借り換えについては、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を行うこと。
- ③⑤ 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は非課税にすること。
- ③⑥ 地下鉄建設・改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に拡充すること。
- ③⑦ 全鉄道駅へのホーム柵設置を急ぐこと。
- ③⑧ 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行うこ

と。国の補助制度を抜本的に拡充すること。

③⑨ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（カジノ解禁推進法）は廃止すること。「IR実施法」の国会上程はやめること。大型会議場が一体となった統合型リゾート施設（IR）構想については、中止すること。

☆④⑩ 望まない受動喫煙をなくし、非喫煙者の健康を守るための法改正を国に求めること。

Ⅲ 市民のくらしと営業を守る市政運営を

④① 文化庁移転については、国に対して移転の抜本的再検討を求め、本市が費用負担する方針を撤回すること。

④② 市民生活を破壊し、自治体を変質させる「京プラン」後期実施計画は撤回すること。

④③ 「京都創生」総合戦略を撤回すること。

④④ 都市再生緊急整備地域における拠点開発構想は、規制緩和で開発業者を応援するものであり、市内2カ所の地域指定を解除すること。

④⑤ エコ・コンパクトシティの名による市内5カ所の都市計画見直しは、高さ・容積率などの規制緩和をすすめ、新景観政策を投げ捨てるものであり、撤回すること。公共施設の再編・集約化、市域周辺部の切り捨てにつながるような政策は採用しないこと。「立地適正化計画」は策定しないこと。

④⑥ 「京都市資産有効活用基本方針」は撤回し、市有地については、住民の声を聞き、住民のために活用すること。市有地一般の「資産有効活用市民等提案制度」及び学校跡地の「事業者登録制度」など、民間事業者の公募制度はやめること。

☆④⑦ 市バス・京都バス一日乗車券カードは、500円を維持すること。

④⑧ 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は、料金に上乗せしないこと。

④⑨ 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を国が定める優先枠にとらわれず、早急に全駅に設置すること。国の補助制度を拡充するよう求めるとともに、技術開発を促進すること。

④⑩ 子ども若者はぐくみ局の設置と区役所・支所の再編に伴う諸問題については、以下の通り見直すこと。

☆・障害児福祉計画立案や発達障害者支援センターなど、所管の整理とともに、共管ですすめるべき事務については、両局の連携を密にし、総合的な取組とすること。

・保健センターの医療衛生部門の集約化は、市民サービスの後退になっており、やめること。人員増をはかること。環境衛生部門も各行政区に戻すこと。

・医師の配置を復活・充実させ、公衆衛生行政の体制を強化すること。

④⑪ 子どもの主体的権利を認め、意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子ど

もの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること。

- ☆⑤② 介護保険第7期計画の立案にあたっては、保険料がこれ以上上がらないようにすること。特別養護老人ホームなど施設入所を希望する全ての高齢者が入所できる施設整備計画に改め、待機者をなくすこと。
- ⑤③ 重い負担となっている介護保険料・利用料の軽減を市独自に行うこと。減免制度をさらに拡充し、周知を図ること。
- ⑤④ 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護事業及び通所介護事業は緩和型をやめ、総合事業導入以前の水準に戻すこと。介護の専門性の後退となる「支え合い型ヘルプ事業」の生活援助活動は行わないこと。
- ⑤⑤ 敬老乗車証は応益負担を導入せず、現行制度を維持すること。全ての地域で民間バス・鉄道も含め共通化すること。
- ⑤⑥ 直ちに国民健康保険料を値下げすること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費・学資保険の差押えはやめること。
- ⑤⑦ 子どもの医療費は、ただちに中学校卒業まで通院も無料にすること。
- ⑤⑧ 保育における公的責任を後退させる市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営保育所がない行政区に市営保育所をつくること。市営保育所・市立幼稚園は認定こども園に移行しないこと。
- ⑤⑨ 京都市独自の給付制の、医療系奨学金制度を創設すること。介護士養成学校の新規卒業者が、京都市内で働く場合の家賃補助就学資金の貸し付けや、給付制の奨学金制度を作ること。
- ⑥⑩ 住友重工と一体となって焼却灰溶融施設建設を推進してきた市長責任を明確にすること。本市におけるあらゆる焼却灰溶融施設計画を撤回すること。
- ⑥⑪ 「京プラン」後期実施計画の職員削減をやめて、必要な正規職員を確保すること。
- ⑥⑫ 建築・土木や都市計画など各分野の専門技術職員の採用・育成をすすめ、知識や技量を蓄積し引き継いでいけるよう計画的な配置をすすめること。公務技術の低下につながる事務の民間委託化はすすめないこと。
- ☆⑥⑬ 個人情報漏えいを引き起こした市府民税特別徴収額決定通知書へのマイナンバー記載を中止し、国にも記載中止を求めること。
- ⑥⑭ 市民税軽減制度の減免縮小方針を撤回するとともに、65歳以上の市民に対する減免制度の復活など、軽減制度の拡充を図ること。機械的な税徴収や差押えを行わないこと。
- ⑥⑮ 集約された税賦課業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。
- ☆⑥⑯ 宿泊税条例は、廃止すること。
- ⑥⑰ 市庁舎整備は、地下通路や西庁舎の店舗部分をなくすなど、コスト削減を図ること。

- ⑥⑧ 「京都経済センター」について、入居希望団体のこれまでの活動が維持できるよう、低廉な家賃とすること。中小企業会館を耐震補強し、入居者が活動を継続できるよう、京都府に働きかけること。
- ⑥⑨ 仕事おこしと地域経済活性化につながる住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑦⑩ 関係者の声を聞いて「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定すること。「小規模企業振興基本法」の具体化をはかるため、京都市として零細自営業も含めた中小企業振興計画を策定すること。
- ⑦⑪ 公契約基本条例について、以下の項目の具体化を図ること。
- ・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。
 - ・雇用の継続についての項目を設けること。
 - ・条例の適正な運用を担保するための立ち入り調査を行う項目を設けること。
 - ・条例執行を適正に行うために職員体制を強化すること。
- ⑦⑫ 観光客呼び込み型政策を改め、市民と観光客の調和を図ること。その際に経済状況も検証し、地域経済が循環する観光政策へ転換すること。
- ・十分な検証のない観光客数（2020年に外国人440万人）にもとづく「宿泊施設拡充・誘致方針」は見直すこと。
 - ・住居専用地域などへの特例許可や、容積率緩和等の都市計画変更など、ホテル誘致のための規制緩和は行わないこと。
 - ・既存の旅館への支援を行うこと。
- ☆ 市街化調整区域等に宿泊施設を呼び込む「上質宿泊施設誘致制度」は撤回すること。
- ⑦⑬ 違法「民泊」を一掃するために次の措置をとること。
- ・全市一カ所でなく、各行政区での調査・指導体制を復活させ、職員の増員等、体制を強化すること。
 - ・無許可営業については、直ちに許可要件を満たすよう指導を強めるとともに、満たされない場合は警察への告発その他必要な措置をとり、施設を閉鎖させること。
- ☆⑦⑭ 旅館業法に基づく条例を以下の通り改善すること。
- ・許可付与にあたっては、帳場での対面受付、名簿記入等、法令・条例・要綱の遵守を徹底し、いったん許可を付与した施設についても、その後の調査を強め、要件が満たされていない場合、直ちに満たすよう指導するとともに、満たされない場合は許可を取り消し、必要な措置をとること。
 - ・帳場の設置については、京町家も例外とせず必置とすること。
 - ・営業時間中の従業者の常駐義務を条例に明記すること。
- ☆⑦⑮ 住宅宿泊事業法に基づく条例については、次の諸点を取り入れることをはじめ、地

方自治体として最大限の裁量権を生かすこと。

- 住居専用地域、木造住宅密集地の営業を規制すること。
- 旅館業法で規制している学校、児童福祉施設などの周辺を条件抜きで規制すること。
- 家主（管理者）の常駐を規定し、「駆けつけ要件」などの例外を認めないこと。
- 分譲マンション、賃貸マンション、アパートなど集合住宅での民泊は原則禁止すること。
- 旅館業法・建築基準法・消防法と同様の要件を課し、「可能な限り」など緩和できる余地を残さないこと。
- 住民の求めに応じて協定書の締結を義務づけること。

☆⑦⑥ 京都市美術館の所蔵品であるモニュメント「空にかける階段'88-Ⅱ」を破壊したことは前代未聞の暴挙である。切断工事強行に至る経過と本市行政の責任を、専門家による第三者機関で検証すること。美術館所蔵品の保全に万全を尽くすこと。

⑦⑦ 京都市美術館のネーミングライツ契約は撤回すること。財源は国の補助制度を最大限活用すること。

⑦⑧ 京都市美術館の再整備にあたっては、以下の項目に留意すること。

☆• 「基本設計」における地下一階入口構造、レストラン設置計画を見直すこと。

- 整備による長期閉館中も作品の展示機会を保障するために、情報提供にとどまらず、市の公共施設の提供及び本市独自の補助を行い、施設使用料の軽減をはかること。
- 京都市美術館は、直営で運営し、学芸員など職員体制の拡充をはかること。運営にあたっては、美術団体の意見を聞き、反映させること。展覧会等の充実を図ること。
- 美術館入館料及び使用料は値上げしないこと。

☆⑦⑨ 市民の創作活動の場を設け、展示スペースを確保すること。

☆⑧⑩ 京都市美術館の元市民アトリエについては、活動が継続できるよう場所の確保をすること。

☆⑧① 世界遺産を守るうえで「コミュニティの参加が戦略的に重要」と位置づけた世界遺産条約採択40周年最終会合（2012年）・「京都ビジョン」を京都市として具体化すること。バッファゾーンにおけるホテルやマンションなどの建設を規制すること。

⑧② 世界遺産である下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため、大型倉庫の建設を中止させること。

⑧③ 世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。

⑧④ リニア中央新幹線建設計画を撤回し、税金投入はやめるよう国及びJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。

- ⑧⑤ 北陸新幹線延伸は、並行在来線の縮小廃止につながり、本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること等から、延伸計画はやめるよう国に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。
- ⑧⑥ 区役所の権限と予算を拡充すること。職員削減と区業務の縮小をしないこと。
- ⑧⑦ 市内高速道路の未着工3路線計画の廃止方針にもとづいて、速やかに都市計画の廃止手続きを進めること。
- ⑧⑧ 堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。
- ⑧⑨ J R山陰本線の京都～丹波口間のJ R新駅建設にあたっては、国やJ Rの負担を増やすよう、負担区分の変更を求めること。バスプール等の周辺整備についても、J Rに応分の負担を求めること。七条通をまたぐ横断歩道橋計画は「にぎわい施設」を特別扱いし巨額の市民負担になるものであり全面的に見直すこと。
- ⑨⑩ 「ヘイトスピーチ解消法」にもとづき、憲法と人種差別撤廃条約の精神にのっとり、ヘイトスピーチの根絶へ真剣な努力を行うよう引き続き国に求めること。本市においても条例制定を行うこと。いかなる差別・暴力もゆるさない立場から、ヘイトスピーチの集会等に市の施設使用許可を出さない等、京都市としても毅然とした対応をとること。
- ☆⑨① 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな「差別」をつくり出すとともに、部落差別を固定化するものであり、国に対して廃止を求めること。京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。

IV 原発からの撤退を

- ⑨② 京都市は原発ゼロの立場に立つこと。国に対し原発ゼロと廃炉の政治決断を求めること。新たな安全神話である原子力新規制基準による原発再稼働をやめるよう、国、関西電力などに求めること。
- ⑨③ 危険が大きいことが明らかな「プルサーマル計画」は中止するよう国に求めること。
- ⑨④ プルトニウム循環方式からの即時撤退、原発の輸出政策の中止を、国に求めること。
- ⑨⑤ 福島第一原発事故被害者への損害賠償の打ち切りを行わないよう国に強く求めること。国に対して、東京電力株式会社が福島第一原発事故被害者への損害賠償を継続するよう指導することを求めること。
- ⑨⑥ 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。
- ・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）32.5Kmとしているが京都市全域を対象とすること。

- 避難計画は全市民の放射能被害を想定したものに変更すること。
 - 京都市から他都市への避難計画を策定すること。
 - 他都市からの避難者の受け入れについて具体的計画を策定すること。要配慮者の受け入れについて具体的想定に基づく対応を図ること。
 - 空間放射線量を自動で連続測定するモニタリングポストを独自に設置し、測定所を増やすこと。
 - 緊急時迅速放射能予測システム（スピーディ）を使った拡散・被害予測を行うよう、京都府、国に求めること。京都市独自でも住民避難への活用を検討すること。
 - 関西電力と、原発立地自治体と同等の協定を結び、再稼働の事前協定や立入り検査権等を持つこと。
 - 安定ヨウ素剤の配備は福島第一原発事故時の放射能汚染の実態からも、UPZ内にとどめず、全市民分に拡大すること。
 - 琵琶湖の放射能汚染を想定し、セシウム、放射性ヨウ素以外の核種も除去できる対策を講じること。飲料水の確保は万全を期すこと。
 - 市立病院を被ばく医療機関とすること。
- ⑨7 京都市に避難している原発事故被害者、被災者に対する住宅など、必要な支援を継続すること。市営住宅の入居期限については、期間の定めを取り払うこと。
- ⑨8 福島第一原発事故による被ばくが疑われる被災者が、検診・治療等必要な医療を受けられるよう、医療費免除等の支援を行うこと。

V 再生可能エネルギー政策の抜本的強化を

- ⑨9 原発の永久化をはかるエネルギー基本計画を撤回し、再生可能エネルギーの大量導入、飛躍的普及をはかるよう国に求めること。再生可能エネルギー接続を制限・拒否する電力会社の姿勢に対し、厳しく指導するよう国に求めること。
- ☆⑩0 「電力自由化」に伴い、事業者に「電源構成の表示」を義務付けるよう国に求めること。
- ⑩1 完全な発送電分離を行うとともに、公共性の高い送配電網は公的管理とするよう、国に求めること。
- ⑩2 再生可能エネルギーによる発電事業に、幅広い事業者や市民が参入できるよう、各種支援制度を拡充し、周知すること。公共施設や一定規模以上の建物について、再生可能エネルギーの利用と熱効率の改善を義務付けること。
- ⑩3 固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう引き続き改善し、事業者や市民の負担軽減を図るとともに、送電会社に送電網の増強義務を課すよう国に求めること。電源開発促進税は、原発の立地促進などには使用せず、買い取り費用など再生可能エネルギー対策推進の財源にあてるよう国に求めること。

- ⑩④ 再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。当面、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた3倍化の目標を逆算方式で早期達成すること。

Ⅵ 台風や豪雨による被害への対応を強化するために

- ⑩⑤ 崩落危険箇所の地質調査など、全面的な実態調査をおこなうこと。
- ⑩⑥ 国・府と協議を行い、河川の越水・漏水防止、集中豪雨による急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。土木事務所等の職員を増員し、災害時の体制を強化すること。
- ⑩⑦ 土砂災害警戒区域に指定された78学区について、土砂災害ハザードマップの周知及び、災害時の対策の強化を図ること。また、国や府と連携し、速やかに急傾斜地崩落危険箇所の地質調査などの対策を具体化すること。
- ☆⑩⑧ 被災者生活再建支援法の支援金を300万円から500万円に引き上げ、対象を半壊に広げるよう国に求めること。京都市被災者住宅再選支援制度については、床下浸水や風害への対応など対象をさらに拡大すること。
- ☆⑩⑨ 被災した中小商工業者の事業再建支援は、事業用施設・設備などを直接支援の対象にすること。農畜産、農業、林業では、農地の補修、畜舎をはじめ被災した施設・設備の再建・改修の支援を強化すること。
- ☆⑩⑩ 被災者の自立の大きな障害となっている既存ローンの負担軽減をすること。
- ☆⑩⑪ 京都府が亀岡市に計画している「京都スタジアム（仮称）」建設は、水害など京都市域への影響も懸念され、計画は白紙に戻し再検討するよう京都府に求めること。

分野別要求項目

I 福祉・医療の充実を（70項目）

◆医療・保健の充実を

- ① 国民健康保険制度を改善すること。
 - ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
 - ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。
 - ・限度額適用認定証の発行にあたっては、保険料納付要件を撤廃し、周知を徹底すること。所得区分については急激な収入の減少に対応すること。
 - ・高額療養費・特定療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
- ☆・高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。
- ② 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。
- ③ 市立京北病院の老朽化対策を急ぐこと。正規職員を増やすこと。
- ④ 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。独自に財源を確保し無料低額診療事業を行うこと。初診時特定療養費は元に戻すこと。
- ⑤ 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、運営費交付金を削減しないこと。
- ⑥ 市立病院院内保育所の運営は委託をやめ、京都市・病院が直接責任を持つこと。職員の安定的処遇や雇用継続で保育の質を確保すること。
- ⑦ 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。
- ⑧ 小児慢性特定疾病治療研究事業については、法改正により増大した患者負担を軽減するよう国に求めると同時に、受療権を保障する独自の支援策をつくること。
- ⑨ ひとり親家庭医療費支給制度の所得制限を、ひとり親家庭の厳しい生活実態をふまえ、2012年度までの基準に戻すこと。
- ⑩ 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。
- ⑪ 児童福祉センター、こころの健康増進センター、リハビリテーション推進センターの3施設合築計画については、各センターの機能の縮小につながるおそれがあり、撤回すること。それぞれのセンターの機能を充実させること。

- ⑫ 難病医療における特定医療費について、法改正により増大した患者負担を軽減するよう国に求めると同時に、受療権を保障する独自の支援策をつくること。
- ⑬ 高齢者インフルエンザ予防接種は、所得金額125万円超の対象者について接種料金を1500円に戻すこと。煩雑化した手続きを簡略化すること。
- ⑭ 廃止された休日急病東診療所、南部休日歯科診療所について、統合以降の状況を検証し、復活すること。
- ⑮ 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。簡易型放射能測定器を設置する団体等への補助金制度を創設すること。
- ⑯ 第二市場におけるBSE検査は48ヶ月齢以下も含む全頭を検査すること。放射能対策については、引き続き全頭を検査すること。
- ⑰ 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。アルコール依存症対策を進めるために、断酒会等自助グループへの会場提供や各区における企画協賛など支援を強めること。ギャンブル依存症対策を強化し、ネット依存について相談日を設けるなど具体化を進めること。
- ⑱ 中央斎場は受付業務を直営に戻すこと。現業の後継者育成に努めること。

◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ⑲ 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。
 - ・介護施設における補足的給付、限度額認定証発行の際の資産要件をやめること。
 - ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和し、必要な介護が受けられるようにすること。
 - ・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。
 - ・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。
 - ・京都市独自に、介護労働者の処遇改善を目的とした交付金等を支給すること。
 - ・地域包括支援センターへの委託金をさらに増額すること。
 - ・緊急ショートステイ事業については、利用対象や空床確保を元に戻すこと。
- ⑳ サービス付き高齢者向け住宅については、見守りの実施や適正なサービス給付が行われているか等について指導・監督すること。
- ㉑ すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯に戻すこと。
- ㉒ 緊急通報システム利用料の負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。
- ㉓ 外国籍市民、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。
- ㉔ 高齢者雇用安定法に基づき、高齢者の就労の機会をシルバー人材センター以外の団体への支援を含め、これまで以上に拡充すること。

- ②⑤ 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対する支援を強めること。高齢者の生きがい対策や居場所づくりなど、要求に応えること。

◆福祉・子育て支援の充実を

- ②⑥ 児童福祉法24条1項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たし、今後の保育所整備については認可保育所増設・改築が中心となるようにすること。土地確保の困難な地域へは、独自措置など踏み込んだ対策をとること。
- ②⑦ 保育園の待機児童については「幼稚園預かり保育利用」「企業主導型保育事業利用」「特定の保育所等を希望」も待機児童に位置づけること。引き続き、保育所入所の一次審査の結果を公表すること。
- ②⑧ 保育園入所の点数制は目安とし、福祉的な観点から総合的に判断すること。小規模保育からの入所を保障し、障害児や自営業者の子の入所が厳しくなっている点を改めること。
- ②⑨ 保育料を値下げすること。減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。第三子以降の保育料無料化は、所得制限をなくすこと。
- ③⑩ 保護者に過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。
- ③⑪ 地域型保育事業も含め、民間保育園職員が働き続けられるよう、定期昇給を保障する制度を構築すること。
- ③⑫ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度、特殊健康診断を復活すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。
- ③⑬ 認可保育園の保育士配置基準は緩和せず、引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。
- ③⑭ 民間保育園でのプール事故防止のために市の責任で監視員配置の経費を補助すること。
- ③⑮ 小規模保育事業、家庭的保育事業は、子どもの保育環境を守り、安定した運営を行えるよう支援策を拡充すること。
- ・保育にあたる職員は全て保育士とすること。
 - ・給食は自園調理とすること。
 - ・保育室などは原則1階とし、2階までとすること。
 - ・高架下など子どもの育つ環境にそぐわない立地は認めないこと。
 - ・連携施設の三要件（集団保育・代替保育・3才児受入）を満たす施設が100%となるよう市の責任を果たすこと。要件を満たさない場合に減収とならないよう措置を講じること。
- ☆・市の監督下のない企業主導型保育へのあっせん調整は行わないこと。
- ③⑯ 子ども子育て支援事業計画の見直しにあたっては、児童館のニーズ調査を実施し、必要な地域に整備すること。児童館事業の専任職員を2人にすること。

- ③7 学童保育所は、複数設置も含め全ての小学校区に設置すること。
- ③8 放課後児童健全育成事業は、放課後の遊び、生活の場にふさわしく整備し抜本的に改善すること。
- ☆・高学年児童の利用も考慮して条件整備をすること。
- ・大規模学童保育所を分割して、新設の学童保育所を増設すること。
 - ・施設外クラスは、単独の学童保育所として設置すること。
 - ・放課後ほっと広場については、正規職員を2名配置し、学校閉鎖期間中も開所すること。
 - ・共同学童保育に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童が10人未満についても「山間地域や、児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体」に限定せず、補助対象とすること。
- ③9 学童保育利用料を引き下げること。
- ④0 学童保育所の職員はすべて正規化すること。当面、賃金を引き上げ、非正規職員を含め職員処遇を抜本的に改善すること。
- ④1 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。
- ④2 京都こども文化会館は、今後とも京都府との共同運営とするよう京都府に求めること。
- ④3 子どもの貧困対策計画を補強し、具体的な目標値を定め、実効性のある計画とすること。親の貧困対策にも取り組むこと。
- ・生活支援事業等、ひとり親家庭に対する支援を強め、母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。未婚のひとり親家庭には寡婦（夫）控除を見なし適用し、対象事業の利用者負担額を軽減すること。
 - ・生活困窮世帯、一人親世帯の子ども・若者への学習支援を拡充すること。
- ☆・子ども食堂の立ち上げ資金の増額と運営資金の補助を創設すること。
- ④4 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、一時保護所の環境を抜本的に改善すること。
- ④5 鑑別診断の待機を解消するため、医師の体制を更に拡充すること。第2児童福祉センターにも療育部門を設置すること。
- ④6 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけ、法定労働時間が守れるよう配置基準の抜本的改善を図ること。
- ④7 児童養護施設入所者の大学進学時の学費等の支援をさらに行うこと。児童養護施設等において施設退所後の住居確保や就労支援等のアフターケアを行えるよう体制を充実すること。
- ④8 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周

知をすすめること。

- ④⑨ 乳幼児健診については、午前中の実施とし、早期療育の観点から5歳児健診も実行すること。
- ⑤⑩ 児童発達支援については、報酬の日払い方式をやめ、月払いにするよう国に求めること。厳しい施設運営を踏まえ、市として補助金を支給すること。
- ⑤⑪ 児童相談支援事業については、児童福祉センター及び区保健福祉センターで支援計画を策定し、公的責任を果たすこと。発達支援事業所と幼稚園・保育所等の併行通園の場合の負担軽減を図ること。児童発達支援施設の運営の日払い方式をやめ、定員払い等、施設の安定した運営を保障すること。発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。医療型児童発達支援センターの新設、または既存の施設で医療的ケアを必要とする児童を受け容れる場合、必要な財政的措置をとること。
- ⑤⑫ 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策新京都方式を拡充し負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。
- ⑤⑬ 65歳以上の障害者に対して、これまで受けていた障害福祉サービスが継続できるようにすること。
 - ・介護保険制度優先の原則を、廃止するよう国に求めること。
 - ・移行にともない市として新たな負担を生じさせない手立てをとること。
- ⑤⑭ 障害者施設については、待機者が増え続けている入所施設やグループホームを、公的責任で計画的に増やすこと。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。
- ⑤⑮ 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象にパソコン等を加えること。
- ⑤⑯ 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者も含めてすべての障害者のスポーツの機会を保障すること。障害者が利用しやすいように、スポーツ施設の宿泊機能や駐車場設備の充実をはかること。
- ⑤⑰ 手話言語条例の趣旨に基づき、手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方の社会参加をさらにすすめること。手話通訳者派遣事業を拡充し、利用を促進すること。
- ⑤⑱ 「聞こえの支援」を進めるため、各区役所で行われている磁気ループ（可搬型）の貸し出しは、高齢者なども含め広く周知すること。パネル式の導入を行うこと。
- ⑤⑲ 福祉乗車証は直ちに敬老乗車証の適用地域と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。
- ⑥⑰ J R料金の割引、重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。
- ⑥⑱ 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、実情に応

じて枚数を増やすこと。

- ⑥2 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、公の施設との位置付けで市が責任を持って行うこと。民営保育園耐震化計画及び社会福祉施設の耐震化計画の具体化にあたっては、公費負担を拡充すること。
- ⑥3 憲法25条に基づき、生存権の保障を前提に、生活保護行政を進めること。
 - ・生活扶助、住宅扶助を引き上げるよう国に強く求めること。
 - ・申請権を厳守すること。生活保護申請用紙としおりを相談窓口置くこと。
 - ・生活保護制度を市民しんぶん等でより広く周知すること。
 - ・生活保護世帯における就労指導は、受給者の健康状態について、十分な配慮を行うこと。
 - ・保護期限を定めての「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
 - ・夏季加算の創設、老齢加算の復活を国に求めること。
 - ・必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。
 - ・ケースワーカーは80世帯に1名の配置とすること。
 - ・保護開始に当たっての法定期限（14日）を遵守すること。
 - ・熱中症による死者が発生していることに鑑み、一時扶助でエアコン設置を行うこと。
- ☆ 年に一回の資産調査強要をやめること。預貯金の保有をもって、一律に生活保護の停止や廃止をしないこと。
 - ・夏季歳末見舞金を復活すること。
 - ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
 - ・捕捉率を推計、公表し、必要な対策を行うこと。
 - ・中高校生への学習援助など、受給世帯の子ども・若者への支援をさらに拡充すること。
- ⑥4 生活困窮者対策として、電気・ガス・水道料金の滞納などの状況等について、保健福祉局が積極的に関係機関や民間の事業所などとの連携をとるしくみをつくり、対応すること。
- ⑥5 低所得者世帯、社会福祉施設などに対し、上下水道料金の福祉減免制度をつくること。
- ⑥6 ホームレスの定期的な実態調査を行い、生活を保障すると共に、自立支援を強化すること。
 - ・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。
 - ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
 - ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
 - ・中央保護所は直営に戻して公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。

と。

- 緊急一時宿泊事業については、必要とする全ての人ができるよう個室化をはじめ施設整備を行うこと。日用品費を支給すること。

- ⑥7 市営葬儀事業を復活させること。
- ⑥8 夏季歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。
- ⑥9 生活福祉資金は、要件を緩和し、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを市として講じること。
- ⑦0 各内職会の補助金削減をしないこと。年度当初に交付すること。内職の条件を生かした働き方を考慮し、認定基準を拡充し、支援を強めること。

Ⅱ 競争と格差拡大の教育を改め、どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を（28項目）

- ① 教育予算を増額し、すべての学校で教育条件を整備・改善すること。
 - すべての学年で30人学級を実現すること。当面、小学校3年生まで35人学級を拡充すること。
 - すべての小学校で、3年生以上に専科教育を実施すること。
 - 全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。
 - 学校経常運営費を増額すること。光熱水費は別予算とし、保障すること。
 - 老朽校舎等の改修計画を作成し、教育環境の整備を急ぐこと。
 - 全ての小中学校の特別教室にエアコンを設置すること。
 - 学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとに直ちにトイレを設置すること。
- ② 学校公演に対する補助事業創設や、鑑賞の機会の拡大など、子どもたちが、演劇や音楽など、文化芸術に親しむ機会をさらに増やすこと。
- ③ 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、やめるよう国にも求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。
- ④ 高校教育無償化の所得制限をやめ、元に戻すこと。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置を適用すること。
- ⑤ 公立高校入試については、前期選抜は止めること。地元の高校に進学できるよう、定員を確保すること。市立高校全日制に不登校生徒のための受検枠を設けること。
- ⑥ 定時制高校は、希望者全員の入学を保障し、充実させること。西京高校定時制は残すこと。
- ⑦ 学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、薬物乱用、学級崩壊の現状を正確に把握し、困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化

すること。

- ⑧ スクールソーシャルワーカーを全校に配置すること。
- ⑨ 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の発達・進路を保障すること。
- ⑩ 市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設すること。
- ⑪ 育成学級の学級編成の基準を市独自に改善すること。
- ⑫ 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。
- ⑬ 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。
- ⑭ 食育教育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく1校1名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること。
- ⑮ 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。アレルギー除去食をさらに進めること。厨房の空調を改善すること。
- ⑯ 安全安心な温かい全員制の中学校給食を実施すること。児童・生徒及び保護者へのアンケートを実施すること。
- ⑰ 学童う歯対策事業は縮小することなく、継続実施すること。
- ⑱ 教職員は正規を原則とすること。当面、非正規の教員の身分保障と待遇改善等、格差是正を図ること。会計年度任用職員を導入しないこと。
- ⑲ 教職員の時間外労働を縮減すること。
 - ・ICカード、タイムカード等の導入を行い、出退勤等労働時間を的確に把握し、改善すること。
 - ・不具合の多い「校務事務電算化システム」の改善をすること。
 - ・教職員の仕事を軽減すること。
 - ・休憩時間を確保すること。
- ⑳ 部活動等の実態を把握し、改善のために、教職員と子どもの負担軽減を示した「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証すること。また、児童生徒の心身におよぼす影響を踏まえ、必要な改善措置を講ずること。
- ㉑ 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。義務教育学校の導入はしないこと。
- ☆㉒ 6000筆の中止を求める署名が提出された京北の学校統廃合計画は、中止すること。
- ㉓ 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。マイナンバーを申請要件としないこと。案内は、全児童、生徒に配布すること。

- ②④ 義務教育無償の対象を授業料、教科書以外にも広げ、副読本や遠距離通学費などの保護者負担をなくすこと。遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。
- ②⑤ 適正規模を超える学校は新設をはかるなど早急に解消すること。生徒数1000人を超す神川中学校については、学校の分離新設をはかること。
- ②⑥ 元小学校については、トイレ等の改修を含めて地域の避難所等地元活用施設として維持・管理を行うこと。
- ②⑦ 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。市民からの請願・意見を審議すること。
- ②⑧ 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。国の定めた「徳目」を子どもに押しつける道徳の教科化はやめること。

Ⅲ 環境対策とごみ減量の推進を（14項目）

- ① OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、早期に導入を図るよう引き続き国に強く要望すること。
- ② 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「財源活用事業」をやめること。
- ③ かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目を拡大すること。
- ④ 事業系ごみの適正排出を徹底するために、雑紙・厨芥類の分別、食品ロスの取り組みを指導すること。搬入物の調査、立ち入り調査を強化すること。
- ⑤ 防鳥ネットの管理については、通行の安全を確保すること。また、交通の安全確保を条件に防鳥用柵の無償貸し出しを行うこと。
- ⑥ 家庭ごみの雑紙分別収集は、出し方について年1～2回、周知徹底を強化し、市収集回数を現行の月1回からさらに増やすこと。
- ⑦ 分別・ごみの出し方を市民に丁寧に説明し、繰り返し周知すること。分別違反シールの貼付については基準を明確にすること。個人情報やプライバシー保護に抵触するごみ袋の開封調査は行わないこと。
- ⑧ 「空き缶持ち去り禁止」を規定する「京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の第41条（1）は削除すること。
- ⑨ 電動式生ゴミ処理機及び生ごみコンポスト容器の普及をはかるため、助成制度を拡充すること。
- ⑩ 自動車流入抑制を強め、NO₂の市環境保全基準を達成し、さらに、観測地点を増やし、基準を引き上げること。
- ⑪ 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直

し、岡田山及び周辺環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。

- ⑫ 伏見区醍醐陀羅谷地域の環境保全のため、民間業者による産廃処分場建設計画を認めないこと。
- ⑬ 南部クリーンセンター第2工場に計画されている建設費2億5千万円の展望台は、不要な施設であり、建設を中止すること。
- ⑭ 本市が計画している、バイオガス化施設は、安全性と安定性に欠け、ごみ分別の取組にも逆行し、多額の税金を投入するものであり、建設を中止すること。

Ⅳ 青年がいきいきと住み続けられる京都市を（9項目）

- ① 国公立大学の学費を引き下げ、私立大学等経常費補助金（私学助成金）充実を国及び府に求めること。市としても現在の奨学金受給者数等の実態調査を定期的に行い、独自の奨学金制度や京都市民を対象とした助成制度を創設すること。
- ② 市立芸術大学の学費を引き下げること。現学舎の施設の改善を図ること。
- ③ 市立芸術大学の移転基本計画については、教学環境の向上を図るものとする。また、学生、教職員、移転元・移転先の地元の意見を反映させること。
- ④ ニート・引きこもり・不登校など、社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への実態調査を行い、支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。必要に応じて関係各機関でのケース会議の開催等、集団的な支援体制を確立すること。就労その他社会的疑似体験・訓練の機会と場を、公的にまたは民間事業所の協力を得て設けること。
- ⑤ 青少年活動センターを全行政区・支所・出張所単位に設置すること。中学生・高校生にも児童館の利用について紹介、広報すること。
- ⑥ 若い世帯や青年・学生などへの家賃補助制度を創設すること。
- ⑦ ブラック企業規制条例を制定すること。また、生徒・学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法教育を行うこと。特に大学新入生に対して、ガイダンスと合わせて教育をおこなうこと。京都市として独自の实態調査・相談窓口・対策室などを充実させること。
- ⑧ 京都市が持つあらゆる広報媒体を駆使して、ブラックバイト相談窓口やホットラインの周知強化を幅広く周知すること。
- ☆⑨ 市及び市の各行政委員会、市からの補助金団体等においては、非正規労働者をなくすよう努力すること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。

V 文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を（10項目）

- ① 京都会館の運営にあたっては、利用者の声や要望を聞き、必要な施設の改善を図ること。利用料を値下げすること。市民や子ども達が使いやすく親しみの持てる市民ホールにふさわしい運営・事業とすること。
- ② 音楽、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるようにすること。
 - ・鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。
- ☆・鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は、無料とすること。
 - ・子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、身近に舞台芸術にふれられるよう、地元や演劇関係者と連携し進めること。
- ☆・施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置を急ぐこと。
 - ・京都市交響楽団の巡回演奏をさらに充実させること。学校への巡回演奏を行うこと。
- ③ 地域文化会館の売却は行わないこと。地域文化会館を上京、左京、下京、南区に新設すること。地域で文化活動を行っている団体を支援すること。
- ④ 市民が気軽に利用できるスポーツ施設について、大幅な拡充を行うこと。全行政区で1カ所以上の市立体育館を建設すること。
- ⑤ スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員の配置や体制、市民から寄せられる相談については、施設の設置者である京都市が責任を持って対応すること。バリアフリー化と多目的トイレの設置を急ぐこと。
- ⑥ 横大路運動公園の再整備にあたっては、体育館の改修や設備機器等の充実についても計画をつくること。当面、屋外トイレは、改修を急ぐこと。
- ⑦ 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。高校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し、拡充すること。キャンパス文化パートナーズ制度については、スポーツ施設などへ利用施設の拡大を行うこと。対象を専門学生にも拡大すること。
- ⑧ 学区毎に、市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。
- ⑨ いきいき市民活動センターは、全行政区に設置すること。耐震改修、設備改修、バリアフリー化、多目的トイレの設置を進めること。
- ⑩ 早期に文学館を設立すること。

VI 中小企業、伝統産業・商工業の振興を（16項目）

- ① 以下の雇用対策に取り組むこと。
 - ・失業者・転職者の相談窓口のさらなる充実、懇切丁寧な就労支援をおこなうこと。
 - ・公的就労制度を創設すること。

- ・市独自の雇用創出、企業への要請など、さらに取り組むこと。
- ・雇用創出担当部長を復活させるなど、体制強化をはかること。
- ② 市直営の中小企業支援センターを復活させ、中小企業の経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。
- ③ 中小零細業者を対象にした、貸し工場等の家賃・光熱水費などの固定費の補助、固定資産税の減免、設備投資への助成などの施策を実施すること。
- ④ 中小企業に対する本市制度融資の保証料のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。
- ⑤ 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。
- ⑥ 公共事業・物品購入について、下請けも含め地元中小企業への発注率・発注額ともに引き上げること。分離・分割発注につとめること。
- ⑦ 低入札の防止にむけ、入札制度のさらなる改善を行うこと。
- ⑧ 伝統産業従事者設備改修等事業補助制度については通年で申請できるようにし、拡充を図ること。伝統産業実態調査を行い、職人の後継者育成をはかり、従事者の賃金及び工賃の底上げをはかること。新商品の開発、販路の拡大を支援すること。
- ⑨ 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ、道具類の確保、織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保を行うこと。これらを具体化する振興協議会をつくること。
- ⑩ 友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための後継者育成等の支援をさらにすすめること。
- ⑪ 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。
- ⑫ 企業立地促進助成制度については、大企業を除外し、中小企業のみを対象とした制度に見直すこと。
- ⑬ 「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店の実態調査を行い、小売店・商店街の振興をはかるものとする。空き店舗の効果的活用をはかること。総合的な商業振興策を確立し、具体化をはかること。
- ⑭ 堀川団地再整備については、商店、関係者との合意を前提に、府に対して家賃の値上げをおこなわないよう求めること。ていねいに協議し意見を反映させること。
- ⑮ 買い物弱者について実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元の事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。
- ⑯ 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街、大学、地元住民や関係者と連携し、具体的な取り組みの支援を行うこと。

Ⅶ 農林業の振興を（6項目）

- ① 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の追い上げ・捕獲を強化すること。有害鳥獣被害対策を抜本的に強化し予算を大幅に増額すること。シカの頭数を大幅に減らすこと。
- ② 枯死木対策にとどまらず、ナラ枯れ・松枯れ対策を抜本的に強めること。
- ③ 産業振興、CO₂排出削減や災害対策からも、荒廃した森林の植林、間伐など森林整備を一層強化すること。
- ④ 北山杉をはじめ林業の振興を図ること。
 - ・公共・民間建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。
 - ・みやこ杣木制度の活用条件を緩和し、工務店・設計士にも広げること。
 - ・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。
- ⑤ 政府にTPP及びEPAの中止を求めること。食料自給率を50%に引き上げるよう国に求めること。市内農業振興と安全な食糧確保のためにも、地産地消をさらに拡大すること。
- ⑥ 農業委員会は、農民の代表性、農地の自主管理を担う機関としての役割が発揮できるよう徹底をはかること。

Ⅷ 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを（55項目）

◆災害に強いまちづくりを

- ① 防災担当職員を増員するなど、区役所の常時の防災体制を抜本的に強化し、消防署、土木事務所や、上下水道局、保健福祉センターなど行政区単位で各関係機関との連携を密にすること。
- ② 食料・飲料水備蓄の拡充、自家発電機、通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。最大想定避難者数分の避難所の確保を急ぐこと。
- ③ すべての学区・町内会単位で防災行動マニュアルとマップを策定し、住民への広報を徹底すること。随時必要な見直しを行い充実させること。
- ④ 地下鉄東西線御陵駅の浸水の原因となった安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業について、早期の完成をめざすこと。
- ⑤ 排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。
- ⑥ 中高層集合住宅の管理組合・自治会の防災活動計画づくりと災害時の行動マニュアルづくりを支援すること。
- ⑦ 新「耐震改修促進計画」の2020年90%、2025年95%の耐震化率目標を必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業を使いやすくするために工事費の補助額を増額

し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。

- ⑧ マンションの耐震改修支援事業について、制度の周知や補助制度の抜本的改善を図り、助成件数を引き上げること。
- ⑨ 耐震化の必要な「都市防災上重要な橋梁」92橋の内、第2次プログラムの耐震改修計画になる30橋については、早急に改修計画を具体化し改修すること。京都市域の「都市防災上重要な橋梁」以外の橋梁及び国の管理する橋梁についても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。
- ☆⑩ 要配慮者施設の応急対策について万全を期すこと。浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法、避難・誘導体制の整備を定めた計画策定を京都市の責任において完了させること。
- ⑪ 吊り天井について、既存建築物については定期報告による点検にとどまらず、京都市の立入検査も行い、早急に落下防止対策を指導し、改善すること。
- ⑫ 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。
- ⑬ 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップに基づき、国・府とも連携し、一層対策を強化すること。
- ⑭ 引き続き、災害時に備えて、防災機能と設備を持った公園を増やすこと。既存の公園の防災機能を強化すること。
- ⑮ 元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。元学校も含め、避難所に指定されている学校の体育館について冷暖房を完備すること。
- ⑯ 地下街、地下鉄および地下鉄駅への浸水対策を、全庁的体制で行うこと。
- ⑰ 災害時におけるボランティア募集・受入については、登録していなくても受け入れられる体制をつくること。

◆安全安心の消防活動を

- ⑱ 避難所施設及び消防分団詰所・防災機材格納庫の耐震対策を、財政措置を含め、市の責任において早期に完了すること。
- ⑲ 災害に強いまちづくりをすすめるため、災害時協力井戸、防災器材格納庫、飲料水兼用耐震性貯水槽などを増やすこと。
- ⑳ 消防職員の削減計画は撤回すること。
- ㉑ 消防車両、消防職員、消防団など、装備・人員の両面で増強すること。
- ㉒ すべての消防団員に予備の活動服を計画的に支給すること。
- ㉓ 消防団員の処遇の改善にいっそう努め、団員確保のために努力すること。消防団の運営費を増額すること。

- ☆②④ 水防団員の処遇改善と、団員確保のために努力すること。
- ②⑤ 消防署、消防出張所の移転・整備に際しては、消防力の後退をまねかないこと。
- ②⑥ 閉鎖された大宮消防出張所を復活すること。北消防署の移転にあたっては、大宮交通公園以外の場所を確保すること。
- ②⑦ 自主防災会への補助金を増額すること。

◆安心して住み続けられるまちづくりを

- ②⑧ 空き家対策計画の策定については以下の内容に力を入れること。
 - ・老朽危険家屋等による住環境阻害への対策を強めること。区役所・支所の相談窓口
に、解決に向けて具体策を講じる権限と人員を配置すること。
 - ・危険家屋の解体補助制度は、予算と体制を増やして対応すること。
 - ・空き家を活用した市営住宅を整備し、低所得者の住宅を確保すること。
- ②⑨ 市営住宅の管理戸数を減少させる「市営住宅ストック総合活用計画」は見直すこと。
 - ・市営住宅の新規建設を行うこと。
 - ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで住戸数を減らさないこと。集約等については、耐震改修または建替等を行い、跡地売却はしないこと。また、公募戸数を増やすこと。
 - ・空き部屋整備を進め、公募戸数を増やすこと。単身者住戸の拡充、シェアハウスの利用など、公募対象を柔軟に決定すること。
 - ・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数を市内全域に増やすこと。
 - ・耐震改修、エレベーター設置は「ストック総合活用計画」を前倒ししてでも早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。
 - ・障害者向け住宅については、入居者負担ではなく市の負担で、障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
 - ・耐用年数をこえた畳及び浴槽など修繕費が高額になる部分については、全額市の負担で改修・取り換えを行うこと。
 - ・中層住棟入居者の低層への住み替えについては、新たな敷金・保証人を求めないこと。
- ☆・名義承継にあたっては、新たな保証人を求めないこと。
- ③⑩ 八条団地の再生事業は、PFI事業ではなく、市の責任で進めること。
 - ・工事に伴う移転については、住民の合意と納得の上で進めること。可能な限り団地内移転で進めること。
 - ・附帯事業用地は、にぎわい施設ではなく、管理戸数現行295戸を減らさず戸数の維

持・確保を優先すること。

- ③① 洛西・向島でのニュータウン活性化事業は、全世代が安心して住み続けることができるよう、住民からの具体的な声を聞き、住民の参加と合意のもとに進めること。利便性の向上やバスの増便、その他の方法により、交通問題の解決と結んで活性化をはかること。
- ③② 洛西ニュータウンについては、既存鉄道と接続する新たな鉄軌道等の整備で市内中心部へのアクセスをよくすること。ニュータウン内を循環するバスや、近隣地域とをつなぐ巡回バス等を運行すること。
- ③③ 独立行政法人都市再生機構との今出川堀川UR住宅の土地の貸借契約を更新し、2022年以降も継続すること。
- ③④ 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。
- ③⑤ 都市公園の整備目標（10㎡／人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、既存公園を縮小せず公有地を活用するなど公園の整備を促進すること。
- ③⑥ 市民・観光客に親しまれてきた円山公園については、歴史的な風致景観を生かした再整備となるよう市民合意ですすめること。
- ③⑦ 廃止された仁和公園の代替公園を設置すること。設置にあたっては、住民合意ですすめること。市民の財産である借地公園の維持管理に努めること。
- ③⑧ 大宮交通公園のリニューアルについては、公園面積を3000㎡縮小とする北消防署移転計画は撤回し、再検討すること。子どもたちに人気のゴーカート等の乗り物等を活用した事業は残すこと。PFI方式は採用しないこと。
- ③⑨ 公園への自動販売機設置については、電力消費・景観・環境等への配慮から、やめること。
- ④⑩ 公園の定期的な除草など維持管理、街路樹の管理予算を増やすこと。
- ④⑪ 屋外広告物対策については、引き続きいねいに説明を行い、合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。申請期間を現行の3年から5年に延長するなど、手数料の負担軽減措置を講じること。
- ④⑫ まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、対象となる建築物の規模・種類の拡大などを行うこと。
- ④⑬ 住環境を守るために、住宅地に近接するパチンコ店建設を規制すること。
- ④⑭ 京都会館建て替え時に新景観政策の尊重を指摘した建築審査会の附言を真摯に受け止めて、建築物の高さ・容積率などの規制を緩和する地区計画は行わないこと。「山ノ内浄水場跡地活用方針」から、高さ規制緩和を削除すること。
- ④⑮ アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、安全対策を講じること。京都市として「アスベスト台帳」を作成すること。法基準「レベル3」建材についても対策を強化すること。アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。労災認

定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう、判決待ちではなく、早急に国に求めること。アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を求めること。

◆上下水道事業の充実を

- ④⑥ 「京都市水共生プラン」に基づく全庁的な取り組みを具体化し、早期に条例化すること。
- ④⑦ 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水道水を供給すること。
- ④⑧ 水道料金を値下げし、下水道使用料をさらに値下げすること。
- ④⑨ 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。
- ⑤⑩ 料金滞納者について、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。
- ⑤⑪ 上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い、過大とならないようにすること。
- ⑤⑫ 宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げること。
- ⑤⑬ 地域・簡易水道への国庫補助制度の創設を、引き続いて国に求めること。
- ⑤⑭ 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図りさらなる普及に努めること。
- ⑤⑮ 私道内下水道整備に関する規定を見直し、私道内の公共下水道及び共同排水設備更新に必要な助成を行うこと。

Ⅸ 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること（21項目）

◆公共交通を軸とした交通体系を

- ① 乗客代表、市民、学者、専門家、交通労働者、行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し、市民参加の論議を行い、市民・利用者の声を反映すること。地域ごとの地域交通計画を策定すること。
- ② 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を軸とし、実効ある取り組みとすること。
 - ・自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。
 - ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために、情報の周知徹底、駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上、公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。

- ・新しい公共交通システム（L R T）などを具体化すること。
- ③ 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。自動車の抜本的な流入抑制策をおこなうこと。
- ④ 京都駅八条口（南口）駅前広場については、関係者・利用者の声にもとづいて、引き続き必要な改善をおこなうこと。ショットガン方式を見直すこと。
- ⑤ 交通不便地域対策は、地域まかせにせず、京都市が責任をもって重点政策として取り組むこと。
- ⑥ 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。
 - ・J R西大路駅のバリアフリー化計画については、現駅舎を中心とした改修を急ぐこと。
 - ・J R桃山駅のバリアフリー化にあたっては、住民要望の強い「既存トイレの改修」に取り組むこと。
 - ・要望の強い京阪鳥羽街道駅についても計画をつくること。
- ⑦ 民間バス事業者に対して、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額するなどの支援を強めること。
- ☆⑧ J R奈良線の複線化事業にあたっては、周辺住民の要望にもとづいて事前の騒音調査・家屋調査等を丁寧に行うこと。伊達街道の第一御陵踏切は廃止しないこと。

◆市バス・地下鉄の改善を

- ⑨ 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。
 - ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。
 - ・公営バス事業にたいする国の補助制度をあらゆる機会を捉えて他都市とも連携して確立すること。
- ⑩ 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。
- ⑪ 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。周辺部を含めて市内全域を均一区間とすること。1日乗車券、昼間割引券を全区域で使用できるようにすること。
- ⑫ バス運転手の「若年嘱託制度」は同一労働同一賃金に反するものであることから、制度を廃止して正職員とすること。
- ⑬ 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに、安全対策についても直営と同じ対応をすること。

- ⑭ 回送バスを減らすこと。
- ⑮ 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。
- ⑯ バス待ち環境の改善を計画的に進めること。上屋については独自に設置していくこと。
- ⑰ バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし、利便性の向上を図ること。
- ⑱ すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。ホームのベンチを増やすこと。
- ⑲ 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。
- ⑳ 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。
- ㉑ 住民や自治団体の行う自主的なバス運行について、歩くまち京都推進室や区役所等とも連携して支援すること。地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりを進めること。

X 生活道路優先の道路環境整備を（11項目）

- ① 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路拡幅計画は、撤回すること。
- ② 国道9号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。
- ③ 北泉通の拡幅と高野川架橋工事を中止すること。
- ④ 通学路の安全について、警察や学校等の関係機関と連携し、信号機の設置、自動車のスピード抑制、細街路への流入抑制など安全対策・整備をすすめること。
- ⑤ 土木事務所の予算を増額するなど生活道路の補修や街灯設置などの整備を進めること。
- ⑥ 横断歩道橋の撤去については、地元・学校関係者等の声をよく聞いてすすめること。
- ⑦ 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。
- ⑧ 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。L型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。
- ⑨ 地域の実情に合わせて自転車駐輪場の整備を促進すること。駐輪場の案内板等を設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。
- ⑩ 自転車走行レーンの拡充や、レーンへの自動車の違法駐車対策の強化、自動車運転者への一層の安全呼びかけ等、自転車走行環境の一層の改善をはかること。
- ⑪ 歩行者の安全に万全・細心の注意を払うことや保険への加入促進など、自転車利用者への安全運転徹底とマナー向上をはかる取り組みをすすめること。

XI 公正・公開・市民参加の市政運営を（22項目）

- ① 特別自治市の検討を中止すること。
- ② 関西広域連合から脱退すること。
- ③ 岡崎活性化ビジョンについては根本から見直し、MICEや夜の賑わい創出に偏重した観光客呼び込み方針と過大な施設整備方針を改め、地域住民の生活と営業を守る計画とすること。
- ☆④ 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。
- ⑤ 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。指定管理者制度における利用料金制度は行わないこと。
- ☆⑥ 会計年度任用職員は導入しないこと。
- ⑦ 技能労務職員の50%削減及びごみ収集業務の70%民間委託化方針を撤回し、直営を堅持すること。
- ☆⑧ 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保は厳守すること。
- ⑨ 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。
- ⑩ 「防犯カメラ」について、プライバシーの侵害がおきないようにすること。
- ☆・設置にあたっては、近隣住民の合意と納得が得られていることを確認すること。
 - ・管理者に対して、プライバシー権、肖像権などの、知識・認識を正しく得られるよう、周知徹底の機会を十分に設けること。
 - ・設置場所において、録画の有無、録画の目的、設置者、連絡先を明示させること。
- ⑪ 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめ、一般行政に徹すること。
- ⑫ 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。
- ⑬ 行政の主導による市民と企業への「人権啓発」や研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加・動員をやめること。
- ⑭ 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。
 - ・「市消費者教育推進計画」の取り組みにあたっては、関係者や市民の意見を反映させること。
 - ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化すること。相談員の処遇を改善すること。ワンストップの対応ができるようにすること。
 - ・多様化する消費者被害を防止するため、市民啓発を強めるなど対策を強化すること。
 - ・高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。

- ⑮ 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。
- ☆⑯ 国連女性差別撤廃委員会の総括所見や勧告を真摯に受け止め、一刻も早い女性差別是正のための法整備等を国に求めること。
- ⑰ 「きょうと男女共同参画推進プラン」について、以下の取り組みを強化すること。
- ・女性の働く権利を守るためにもマタニティハラスメント、セクシャルハラスメントなど、人権侵害をなくすこと。
 - ・公的保育施設の増設など働きやすい環境を抜本的に整備すること。
 - ・京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など、罰則規定を条例に追加し、実効性あるとりくみを行うこと。
 - ・男性の育児休業取得を促進するよう啓発を進めること。
 - ・女性の視点が行き渡るよう市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。
 - ・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。
- ☆⑱ L G B T（性的マイノリティ）等の権利保障に取り組むこと。
- ・当事者及び支援者等の意見・要望を聴取すること。
 - ・プロジェクトチームを発足させ、市職員の教育、総合的な対策を検討すること。
 - ・公的書類における不必要な性別欄は削除すること。
 - ・専門相談窓口の設置及びコミュニティスペースを設置すること。
 - ・同性によるパートナーを家族とし、市営住宅の入居を認めること。
 - ・多目的トイレを「誰でもトイレ」等と表示し誰もが使用しやすくすること。
 - ・京都市自殺対策計画にL G B T等を盛り込むこと。
 - ・市民への啓発活動を強めること。
 - ・教育委員会として教職員や児童・生徒・保護者への教育・研修及び啓発活動に努めること。
 - ・学校施設のトイレ、更衣室、制服の扱い等当事者の意思を尊重し、対応すること。
- ⑲ 家族従業者の働きを認めない所得税法56条について、「見直しの検討」を求める国連女性差別撤廃委員会の勧告に基づき廃止するよう国に求めること。
- ⑳ D V相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行うこと。
- ・民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行うこと。
 - ・被害者の自立へ継続的支援を行うこと。
- ☆・デートD V等、中・高校生や青少年へ教育・啓発活動を強めること。
- ㉑ 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位に産業、医療、保育、教育、交通などの支援を強化すること。定住促進をはかること。「京北地域活性化ビジョン」の市民意見募集に反対意見が多く寄せられた学校の統廃合は行わないこと。2016年2月市会の附帯決議に基づき、市民の声をしっかり聞き反映させること。

⑳ 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。

- 広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
- 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
- 被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
- 国に対して、原爆症認定訴訟判決をふまえて、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。
- 平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を、他の自治体に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。
- 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

日本共産党京都市会議員団

京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 222-3728 FAX 211-2130

HP : <http://cpgkyoto.jp>

E-mail : info@cpgkyoto.jp